②－１　異工種ＪＶの橋梁上部工を施工する者
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。
㋒　最大支間長が85m以上であること。
㋓　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。
㋐～㋓について同一工事とする。

②－２　異工種ＪＶの橋梁下部工を施工する者
㋔　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上の工事の施工実績を有すること。
㋕　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。(歩道橋及びフーチングのみの場合は除く)
㋔～㋕について同一工事とする。

③－１　地域ＪＶの橋梁上部工を施工する者
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁型式がラーメンまたはアーチ型式のＰＣ橋であること。
㋒　最大支間長が85m以上であること。
㋓　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。
㋐～㋓について同一工事とする。

③－２　地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数が1,200点以上の者）
㋔　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上の工事の施工実績を有すること。
㋕　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事の施工実績を有すること。(歩道橋及びフーチングのみの場合は除く)
㋔～㋕について同一工事とする。

③－３　地域ＪＶの橋梁下部工を施工する者（経営事項評価点数を求めない者）
㋖　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）20m以上の工事の施工実績を有すること。(歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、異工種ＪＶ・地域ＪＶ（乙型）により参加する者は、担当工事分野ごとに、配置予定技術者を専任で配置できること。なお、地域ＪＶ（甲型）で⑸③－３に該当する者の配置予定技術者は、専任であることを要しない。

【単体企業の場合】
・橋梁上部工を施工する配置予定技術者
①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。
②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。１人の主任（監理）技術者が上記⑸①同種工事の全ての要件を満たさなければならない。但し、橋梁上部工と橋梁下部工毎に、別々の主任（監理）技術者を配置する場合は上記⑸①に掲げる同種工事の㋐～㋓の要件を満たさなければならない。
・橋梁下部工を施工する配置予定技術者
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。１人の主任（監理）技術者が上記⑸①同種工事の全ての要件を満たさなければならない。但し、橋梁上部工と橋梁下部工毎に、別々の主任（監理）技術者を配置する場合は、上記⑸①に掲げる㋔～㋕の要件を満たさなければならない。

【異工種ＪＶの場合】
・橋梁上部工を施工する配置予定技術者
①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。
②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸②－１に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
・橋梁下部工を施工する配置予定技術者
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸②－２に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

【地域ＪＶの場合（甲型）】
・橋梁上部工を施工する配置予定技術者
①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。
②　平成13年度以降に、元請けの技術者として、いずれか１人の主任（監理）技術者が上記⑸③－１に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
・橋梁下部工を施工する配置予定技術者
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　橋梁下部工の施工を行う構成員（経営事項評価点数が1,200点以上の者）のいずれか１人の主任（監理）技術者が上記⑸③－２に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

【地域ＪＶの場合（乙型）】
・橋梁上部工を施工する配置予定技術者
①　建設業法第７条第２号イからハまたは第15条第２号イからハに掲げる者であること。
②　橋梁上部工の施工を行う構成員の主任（監理）技術者が平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記⑸③－１に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
・橋梁下部工を施工する配置予定技術者
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・１級建設機械施工技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「林業―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者